

第 6 回 上 島 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 7 月 2 2 日（火）午後 1 時 0 0 分から
場 所：生名島開発総合センター 3 階大ホール

第 6 回上島合併協議会会次第

1 . 開 会

2 . 会長挨拶

3 . 議 題

(1) 協議会会議録署名人の選任について

(2) 報告事項

- ・事務局報告
- ・幹事会報告

(3) 前回確認事項

- ・協議項目第 4 号 事務所の位置について
- ・協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(4) 協議事項

- ・協議項目第 5 号 財産の取扱いについて
- ・協議項目第 13 号 条例・規則の取扱いについて
- ・協議項目第 14 号 機構及び組織について
- ・協議項目第 19 号 町字名の取扱いについて
- ・協議項目第 20 号 慣行の取扱いについて
- ・協議項目第 21 - 号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて
- ・協議項目第 21 - 号 各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

4 . その他

5 . 閉 会

上島合併協議会事務局報告

(1) 事務事業一元化業務について

事務局において、下記分科会分の事務事業一元化調書を調整し、幹事会へ提案した。

介護保険分科会
保健分科会
高齢者分科会

(2) 例規策定業務について

各専門部会・分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に例規原案作成調書を作成中。

(3) 新町の名称公募について

募集期間 平成15年6月20日(金)～平成15年8月20日(水)
応募数 297通 <平成15年7月17日(木)現在>

(4) 各種打合せ会について

各担当職員を招集し、具体的内容について協議・検討中。

消防体制打合せ会(事務局、各町村消防主任、越智郡島部消防事務組合)

第1回 平成15年6月25日(水)

老人ホーム打合せ会(事務局、各町村高齢者福祉担当者、越智郡老人ホーム組合)

第1回 平成15年7月 3日(木)

電算打合せ会(事務局、各町村電算担当者)

第1回 平成15年6月27日(金)

第2回 平成15年7月 9日(水)

上島合併協議会幹事会報告

1. 日 時 平成15年7月14日(月) 13:00～17:10

2. 場 所 生名村役場 第2委員会室

3. 出席者 幹事 8名 事務局 3名 計11名
* 今治地方局総務調整課 1名

4. 議 事 (1) 第6回協議会について

* 第6回協議会に次の事項を提案することを決定した。

【報告事項】

- 1) 事務局報告について
- 2) 幹事会報告について

【前回確認事項】

- 1) 事務所の位置について
- 2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

【協議事項】

- 1) 財産の取扱いについて
- 2) 条例・規則の取扱いについて
- 3) 機構及び組織について
- 4) 町字名の取扱いについて
- 5) 慣行の取扱いについて
- 6) 各種事務事業(電算システム)の取扱いについて
- 7) 各種事務事業(広報広聴)の取扱いについて

(2) その他

- 1) 新町の消防体制について

総務分科会消防班の検討結果に基づき協議した結果、組織、人員等について、幹事会で再度協議することとした。

協議項目第4号

事務所の位置について

事務所の位置について提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

事務所の位置について
総合支所方式とする。 管理・事務局部門を置く総合支所は弓削町とする。 _____ _____

付記事項記載分については、当日配布いたします。

平成 年 月 日確認

協議項目第9号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法は適用しない。 選挙による委員の定数は、12名とする。

平成 年 月 日確認

協議項目第5号

財産の取扱いについて

財産の任期の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

財産の取扱いについて
4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目	
調整方針	4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	1. 公有財産 (1) 土地及び建物 行政財産 公用財産 本庁舎 警察施設 その他 公共用財産 学校 公営住宅 公園 その他 普通財産 山林 その他の財産	4ヶ町村の公有財産については、すべて新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 1
	(2) 動産 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	(2) 動産 船舶 浮棧橋	同上	附属資料 P 1
	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株)	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株) (株)いきなスポレク 公営住宅敷金	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター 芸予観光フェリー(株) 日本電信電話公社 (株)いわぎ物産センター	(3) 有価証券 株券 (株)今治地方情報センター	同上	附属資料 P 1
	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金 愛媛県農業開発公社 愛媛県社会福祉事業団出資金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)砂防フロンティア整備 推進機構出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金 愛媛県農業共済組合連合会 出資金 同上越智支部出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)砂防フロンティア整備 推進機構出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	(4) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会出資金 愛媛県漁業信用基金協会出資金 愛媛県社会福祉事業団出資金 今治地区ふるさと市町村圏基金 出資金 (財)愛媛県保健医療財団出捐金 (財)愛媛県労働者信用基金協会 出捐金 (財)愛媛県廃棄物処理センター 出捐金 (財)愛媛県農林漁業後継者 育成基金出捐金	同上	附属資料 P 1

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金 (財)愛媛県まちづくり総合 センター出捐金 (財)愛媛の森林基金出捐金 因島であいの家出捐金 今治地域地場産業振興 センター出捐金 愛媛県中小企業情報センター 出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 愛媛県信用保証協会出捐金 (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 愛媛県信用保証協会出捐金 (財)愛媛県国際交流協会出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金 (財)愛媛県スポーツ振興 事業団出捐金 (財)愛媛県市町村職員 福祉協会出捐金 (財)愛媛県まちづくり総合 センター出捐金 (財)愛媛の森林基金出捐金 (財)愛媛腎臓バンク出捐金	(財)愛媛県栽培漁業基金出捐金 東予情報処理技術振興財団 出捐金 (財)愛媛県暴力追放推進 センター出捐金		附属資料 P 1 ~ P 2
2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	2. 物品 各種自動車等	4ヶ町村の物品については、 すべて新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 2	
3. 債権 なし	3. 債権 なし	3. 債権 なし	3. 債権 なし		附属資料 P 2	
4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金 用品調達基金 ふるさと整備基金 減債基金 ふるさと・水と土保全基金 国民健康保険財政調整基金 公共下水道整備基金 介護保険円滑化導入基金 介護給付費準備基金	4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金 物品購入基金 ふるさと創生基金 減債基金 中山間ふるさと・水と土保全 基金 国民健康保険財政調整基金 介護保険円滑導入基金 公営渡船フェリー建造費積立 基金 地域福祉基金 介護保険運営基金	4. 基金 財政調整基金 土地開発基金 国民年金印紙購入基金 減債基金 ふるさと水と土基金 国民健康保険財政調整基金 西部下水道基金 介護保険円滑導入基金 介護給付費準備基金 地域福祉基金 地域振興基金 奨学基金	4. 基金 財政調整積立金 土地開発基金 国民年金印紙取扱基金 ふるさと創生基金 減債基金積立金 中山間ふるさと水と土保全 対策事業基金 国民健康保険財政調整基金 介護保険円滑導入基金 地域福祉基金 土木建設事業基金積立金 人材育成基金 地域振興基金	4ヶ町村の基金については、 原則新町に引き継ぐものとする。	附属資料 P 2	

上島合併協議会 調整方針（総括）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現 況				調整内容	備考
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
			保健福祉職員修学基金 公営住宅建設基金 八朔レモン経営維持安定資金 預託金			附属資料P2 ~ P3
債務	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 厚生福祉施設整備事業債 過疎対策事業債 地域改善対策特定事業債 臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債 災害復旧事業債 公共事業臨時特例債 減税補てん債 臨時税収補てん債 その他 〔特別会計〕 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 過疎対策事業債 臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債 公共事業臨時特例債 財源対策債 減税補てん債 臨時税収補てん債 その他 〔特別会計〕 公共下水道事業特別会計 公営渡船特別会計 ふ頭用地特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 厚生福祉施設整備事業債 過疎対策事業債 地域改善対策特定事業債 臨時財政特例債 臨時財政対策債 調整債 義務教育施設整備事業債 災害復旧事業債 公共事業臨時特例債 財源対策債 減税補てん債 臨時税収補てん債 その他 〔特別会計〕 下水道事業特別会計 公共事業特別会計	〔一般会計〕 一般公共事業債 一般単独事業債 公営住宅建設事業債 辺地対策事業債 一般廃棄物処理事業債 過疎対策債 臨時財政特例債 調整債 義務教育施設整備事業債 公共事業臨時特例債 財源対策債 〔特別会計〕 下水道事業特別会計 簡易水道事業特別会計 船舶事業特別会計	4ヶ町村の地方債の残高については、原則新町に引き継ぐものとする。	附属資料P3

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（市町村の廃置分合及び境界変更）</p> <p>第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>（債務負担行為）</p> <p>第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。</p> <p>（地方債）</p> <p>第二百三十条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。</p> <p>2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。</p> <p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。</p> <p>2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決による場合でなければ、これを信託してはならない。</p> <p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 不動産</p> <p>二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機</p> <p>三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利</p> <p>七 出資による権利</p> <p>八 不動産の信託の受益権</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併></p> <p>【兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町】</p> <p>4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>畑財産区有財産は、畑財産有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併></p> <p>〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併></p> <p>〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併></p> <p>〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>1 財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱いを除く）</p> <p>(1) 公有財産（山林を除く）については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低20%を確保する。</p> <p>また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等）については、合併時の現有額を持ち寄る。</p> <p>(4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2 山林の取扱いについて</p> <p>(1) 岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。</p> <p>なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。</p> <p>また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定></p> <p>〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>5町村の所有する財産及び債務は、すべて新しいまちに引き継ぐものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定></p> <p>〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>両町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定></p> <p>〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>4市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券</p> <p>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）</p> <p>六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券</p> <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p> <p>（物品）</p> <p>第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）</p> <p>二 公有財産に属するもの</p> <p>三 基金に属するもの</p> <p>2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。</p> <p>3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>（債権）</p> <p>第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権</p> <p>二 過料に係る債権</p> <p>三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>四 預金に係る債権</p> <p>五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権</p> <p>六 寄附金に係る債権</p> <p>七 基金に属する債権</p>	<p>かみうけな合併協議会 <H16.8.1合併予定> 〔愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村〕 平成16年7月31日における4町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 2町の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。</p> <p>八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕 八幡浜市及び保内町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 12市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

財産の取扱いに関する法令	留意事項
<p>（基金）</p> <p>第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。</p> <p>8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>（財産区の意義及びその財産又は公の施設）</p> <p>第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。</p> <p>2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。</p> <p>3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。</p>	<p>正の財産</p> <p>合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新たな市町村に引き継ぐのが通例ですが、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市町村に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく財産区を設置することも可能です。</p> <p>負の財産</p> <p>市町村財政の逼迫化とともに、合併に際して負債等の処理が問題となる可能性があります。この場合、市町村自身の負債だけでなく、広域連合、一部事務組合、公営企業、公営競技、三公社、第三セクター、外郭団体等の負債も合せて莫大なものになるおそれもないわけではありません。また、合併に伴い広域連合や一部事務組合が解散（消滅）する場合には、これらの負債を新市町村自身の負債として計上する必要があります。</p> <p>合併に当たっては、合併関係市町村の財政状況をそれぞれが把握すべきことは当然であり、できるだけ早期の段階でこれを全面的に開陳し、当該状況を踏まえた合併論議を行うべきです。また、合併前の負債の処理は、例え合併後の新市町村の負担を軽くするために行うものであったにせよ、一方では新市町村における基金積立額の減少等、合併後の市町村の財政状況に影響を与える場合がありますから、他の合併関係市町村に周知の上行う必要があります。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

協議項目第 1 3 号

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの
- (4) 失効するもの

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	1.3 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの (4) 失効するもの	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
条例・規則等	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.26) 条例 124件 規則 106件 その他例規(規程・要綱等) 43件 計 273件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.25) 条例 118件 規則 106件 その他例規(規程・要綱等) 82件 計 306件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.12.24) 条例 124件 規則 95件 その他例規(規程・要綱等) 86件 計 305件	例規集に登載されている例規 (内容現在：H14.9.24) 条例 118件 規則 4件 その他例規(規程・要綱等) 0件 計 122件	合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき整備するものとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	13 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

条例・規則の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（条例）</p> <p>第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>（規則）</p> <p>第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p> <p>（専決処分）</p> <p>第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>【地方自治法施行例】</p> <p>（長の職務を暫定的に行う者）</p> <p>第一条の二 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>（条例・規則の暫定的施行）</p> <p>第二条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>条例、規則の取り扱いについては、「東宇和・三瓶町合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整・整備するものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 両町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似・相違しているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>条例、規則の取り扱いについては、「内子町・五十崎町合併に関する条例・規則の整備方針」に基づき調整・整備するものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	13 条例・規則の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
<p>伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> [愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町] 2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則については、現行の例により新町において制定するものとし、2町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び1町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> [愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町] 5町村が制定している条例・規則については、次のとおり調整するものとする。 (1) 5町村が同一又は1団体のみで制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。 (4) 条例、規則の制定にあたっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整理するものとする。 合併時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。 従来旧町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの。 合併後、逐次制定し、施行させるもの。 失効するもの。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> [愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町] 条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させる必要があるもの 4 失効するもの</p> <p>八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> [愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町] 条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議された事務事業等の調整・確認内容に基づき、新市において次のとおり整備するものとする。 1 両市町で同一の条例・規則等については、原則として現行の例により定めるものとする。 2 両市町において内容が異なるもの及び両市町のいずれかのみで定めているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。 3 施行方法により次の区分に基づいて整理するものとする。 (1) 合併と同時に、新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定施行する必要があるもの (2) 暫定的に、両市町のいずれかにおいて施行されていた条例・規則等を引き続き施行させるもの (3) 合併後、逐次制定施行していくもの</p>	<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> [愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村] 1 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則については、それぞれの調整方針にしたがって整理する。 2 条文の内容が同一又は1団体のみで制定している条例、規則については、いずれかを基本に調整統一する。 3 条文の内容が類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則については、いずれかを基本に調整統一する。 4 条例、規則の制定に当たっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。 (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。 (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。</p>
	<p>留意事項 「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例、規則等は失効せず、通常は手当の必要はない。 これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。 (新設合併) 合併時に即時施行を必要とする事務事業については、合併時までに策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例、規則等については、合併後速やかに制定することとなる。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

機構及び組織について

機構及び組織について提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

機構及び組織について

新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。

- (1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織
- (2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織
- (3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織
- (4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織
- (5) 簡素で効率的な機構・組織

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	1.4 機構及び組織	関係項目
調整方針	新町の機構及び組織については、次の整備方針に基づき整備するものとする。 (1) 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 (2) 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 (3) 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織 (4) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 (5) 簡素で効率的な機構・組織	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
機構・組織	<p>町長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (12) 企画情報課 (7) 住民課 (16) 健康推進課 (18) 生活環境課 (6) 産業建設課 (10) <p>収入役 — 会計室 (2)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 教育課 (7)</p> <p>議会 — 事務局 (1)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p> <p>上島上水道企業団【派遣】 (1)</p>	<p>村長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 (7) 建設課 (6) 住民生活課 (11) 税務課 (4) 公営渡船課 (11) 保健デ「イ」セ「ン」タ (7) <p>収入役 — 出納室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (2)</p> <p>議会 — 事務局 (2)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p> <p>越智郡老人ホーム組合【派遣】 (1)</p>	<p>村長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画総務課 (7) 産業振興課 (5) 建設課 (10) 住民生活課 (9) 保健福祉課 (8) 保育所 (7) 高齢者生活福祉セ「ン」タ (4) <p>収入役 — 出納室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (6)</p> <p>議会 — 事務局 (2)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p>	<p>村長 — 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (4) 住民課 (9) 産業建設課 (10) <p>[収入役兼掌] — 会計室 (1)</p> <p>教育委員会 — 教育長 — 事務局 (1)</p> <p>議会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>農業委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>選挙管理委員会 — 事務局 (兼務1)</p> <p>監査委員 — 事務局 (兼務1)</p>	<p>合併時に再編 新町の機構及び組織については、「新町における機構・組織の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>(新町における機構・組織の整備方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 2. 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 3. 行政課題や緊急時に即応できる機構・組織 4. 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 5. 簡素で効率的な機構・組織
	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	()はH15.5.1現在の職員数	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資 料	

機構及び組織に関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（地方公共団体の法人格及び事務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p> <p>3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。</p> <p>4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p> <p>5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。</p> <p>6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。</p> <p>7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。</p> <p>8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。</p> <p>9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p> <p>二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）</p> <p>10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあっては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあっては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 別表省略</p> <p>11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。</p> <p>12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。</p> <p>13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。</p> <p>15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。</p> <p>16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> [兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町]</p> <p>(1) 新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。</p> <p>(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> [東京都 田無市、保谷市]</p> <p>新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。</p> <p>また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。</p> <p>合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。</p> <p>平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。</p> <p>（新市における組織・機構の整備方針）</p> <p>ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>オ 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> [埼玉県 浦和市、大宮市、与野市]</p> <p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> [熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村]</p> <p>(1) 新町の組織については、住民サービスが低下しないように十分に配慮する。</p> <p>(2) 新町の組織・機構の整備については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>（新町における行政組織・機構の整備方針）</p> <p>新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。</p> <p>新町における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえて合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。</p> <p>このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することが出来る組織・機構</p> <p>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資 料	

機構及び組織に関する法令	先進事例
<p>17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。</p> <p>（事務所の設置又は変更） 第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。</p> <p>（事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員） 第百三十八条 都道府県の議事に事務局を置く。</p> <p>2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。</p> <p>5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。</p> <p>6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>7 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。</p> <p>8 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。</p> <p>9 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p>（支庁・地方事務所等の設置及び区） 第百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>（都道府県の局部・分課及び市町村の部課） 第百五十八条 都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十一局、道及び人口四百万以上の府県に九部、人口二百五十万以上四百万未満の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に七部、人口百万未満の府県に六部を置くものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の数を増減することができる。この場合においては、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に適合し、かつ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超過して局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条において同じ。）を置こうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、局部の名称若しくはその分掌する事務を定め、若しくは変更し、又は局部の数を増減したとき（前項の規定による届出を行った場合を除く。）は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県は、公共事業の経営に関する事務を処理させるため、条例で、必要な組織を設けることが</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> [愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町]</p> <p>1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとす。</p> <p>(1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。</p> <p>(2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。</p> <p>2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>（新市における行政組織及び機構の整備方針） 合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 3 緊急時に即応できる組織・機構 4 簡素で効率的な組織・機構 5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> [愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村]</p> <p>新市の機構・組織は、当面4市町村それぞれの庁舎の有効利用を図ることを前提に、「新市における行政機構・組織の整備方針」に基づき、職員の定員管理の適正化を図りつつ、総合支所方式を取り入れ、本庁舎へ管理部門を統合する。その他の旧市町村業務については当面従来どおりとする。また、教育委員会等の行政委員会については、関係法令に基づき整備する。</p> <p>（新市における行政機構・組織の整備方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる機構・組織 2 住民の声を適正に反映することができ、住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織 3 従来の住民サービスが低下しないよう配慮した機構・組織 4 簡素で効率的な機構・組織 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> [愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町]</p> <p>新町の機構及び組織は、次の方針に従い整備する。</p> <p>(1) 合併当初の組織は総合支所方式を採用し、5町村の現有序舎を有効活用する。</p> <p>(2) 新町の機構及び組織は、次の整備方針に基づき整備する。</p> <p>住民サービスの低下を来さないよう十分配慮した機構・組織</p> <p>住民の利用しやすく、わかりやすい機構・組織</p> <p>簡素で効率的な機構・組織</p> <p>新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織</p> <p>地方分権に柔軟に対応できる機構・組織</p> <p>新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	14 機構及び組織	関係項目
調整方針	資 料	

機構及び組織に関する法令	先進事例
<p>できる。</p> <p>6 都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。</p> <p>7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失ないように定めなければならない。</p> <p>（出納員及び会計職員）</p> <p>第七十一条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>2 出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>3 出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。</p> <p>5 前条第四項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。</p> <p>（書記長・書記その他の職員）</p> <p>第九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。</p> <p>2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。</p> <p>（事務局・事務局長・書記その他の職員）</p> <p>第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。</p> <p>2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。</p> <p>5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。</p> <p>6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。</p> <p>7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>（事務局）</p> <p>第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</p> <p>2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>新市における機構及び組織の整備方針は別紙のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>（別紙）</p> <p>基本方針</p> <p>次の事項を基本方針として、新市の機構及び組織の整備を図る。</p> <p>(1) 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した機構・組織</p> <p>(2) 住民が利用しやすく、わかりやすい機構・組織</p> <p>(3) 市民の声を活かし、反映することができる機構・組織</p> <p>(4) 住民ニーズの高度化・多様化に対応できる機構・組織</p> <p>(5) 簡素で、効率的な機構・組織</p> <p>(6) 指揮・命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織</p> <p>(7) 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織</p> <p>(8) 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織</p> <p>(9) 新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織</p> <p>個別整備方針</p> <p>(1) 新市の組織は、多団体の合併である特殊性や円滑な業務の執行を図る観点から、当面、総合支所方式を基本とし、現在の今治市役所を本庁、朝倉村役場、玉川町役場、波方町役場、大西町役場、菊間町役場、吉海町役場、宮窪町役場、伯方町役場、上浦町役場、大三島町役場、及び関前村役場を支所とする。</p> <p>合併直後は、事務を円滑に執行するため、現行の組織・実態を基本とし、管理部門の統合等の改組を行い、その後情報インフラの活用を図りながら段階的な再編、見直しを行い、将来的には支所を活用するなかで、本庁方式への移行を図る。</p> <p>(2) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。</p> <p>支所は、当分の間、合併前の町村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務をのぞく住民サービスを提供する総合行政機関とするともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し、又、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。各団体が有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。</p> <p>(3) 行政委員会及び付属機関等については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら整備統合を図る。</p> <p>また、委員構成等については、実情や地域性にも配慮して適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 組織の見直しは、定員適正化計画のもと、行政システムの整備、職務能率の向上に努めながら、順次統合、再編を図る。</p>
	<p>留意事項</p> <p>新市町村の事務処理組織及び機構の設置は、新市町村の市町村長職務執行者が行うこととなるが、その準備については、当該合併市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当である。</p> <p>新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

協議項目第19号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

町字名の取扱いについて

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針（案1）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承し、弓削町、魚島村の字名については、「字」を付して表示する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 弓削字久司浦 弓削字沢津 弓削字上弓削 弓削字引野 弓削字明神 弓削字下弓削 弓削字太田 弓削字土生 弓削字鎌田 弓削字日比 弓削字藤谷 弓削字狩尾 弓削字大谷 弓削字豊島 弓削字佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1番耕地 2番耕地 3番耕地	町 魚島字1番耕地 魚島字2番耕地 魚島字3番耕地	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承し、弓削町、魚島村の字名については、「字」を付して表示する。

上島合併協議会 調整方針（案2）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	〔現況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 弓削久司浦 弓削沢津 弓削上弓削 弓削引野 弓削明神 弓削下弓削 弓削太田 弓削土生 弓削鎌田 弓削日比 弓削藤谷 弓削狩尾 弓削大谷 弓削豊島 弓削佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1番耕地 2番耕地 3番耕地	町 魚島1番耕地 魚島2番耕地 魚島3番耕地	4ヶ町村の「町」・「村」を省いて現在地名を継承する。

上島合併協議会 調整方針（案3）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目
調整方針	「弓削町」・「魚島村」、生名村、岩城村については「村」を省いて現在地名を継承する。	

区分	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村		魚 島 村		調 整 内 容
	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	〔現 況〕	〔合併時〕	
表示地名	弓削町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	町 久司浦 沢津 上弓削 引野 明神 下弓削 太田 土生 鎌田 日比 藤谷 狩尾 大谷 豊島 佐島	生名村	町 生名	岩城村	町 岩城	魚島村 1 番耕地 2 番耕地 3 番耕地	町 1 番耕地 2 番耕地 3 番耕地	「弓削町」・「魚島村」、生名村、岩城村については「村」を省いて現在地名を継承する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	19 町字名の取扱い	関係項目	
調整方針	資 料		

町字名の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【地方自治法】</p> <p>（市町村内の町又は字の区域）</p> <p>第二百六十条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町村名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 町・字名は原則として現行のとおりとする。 ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「市」に置き換える。 ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「市」に置き換える。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。</p>
<p>留意事項</p> <p>市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>	
先進事例	
<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <p>1. 今治市については、現在地名を継承する。</p> <p>2. 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。</p> <p>3. 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。</p> <p>4. 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。</p> <p>5. 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。</p>	

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

慣行の取扱いについて
1. 町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において調整する。 2. 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。 3. 表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針	1. 町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において調整する。 2. 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。 3. 表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
町村章	 <p>弓を引く強さと円満・平和躍進の象徴として「弓」を図案化したものです。</p> <p>(昭和41年1月制定)</p>	 <p>生名村の「イキナ」を図案化し、円は村民の和を象徴したものです。</p> <p>(昭和46年制定)</p>	 <p>岩城村の「岩」を古代文字に象形化したもので、天に向かって開かれた島を表す半円と三つの島を結ぶ線は、住民の円満な協調と将来に向かっての前進を表す。</p> <p>(昭和7年12月20日制定)</p>	 <p>魚島村のうを意匠化した周りに円形にマを配したもので、円形の「しま」は村民の和と郷土愛を、うの鋭角は村の若さと飛躍発展を象徴している。</p> <p>(昭和48年9月22日制定)</p>	新町において調整する。
町村の花	「つつじ」 (昭和56年12月制定)	「つつじ」 (昭和60年10月制定)	「つつじ」 (昭和49年1月1日制定)	「すいせん」 (昭和59年4月1日制定)	新町において調整する。
町村の木	「松」 (昭和56年12月制定)	「松」 (昭和60年10月制定)	「松」 (昭和49年1月1日制定)	「うばめがし」 (昭和59年4月1日制定)	新町において調整する。
町村の鳥				「うぐいす」 (平成8年3月16日制定)	新町において調整する。
町村の魚				「さくら鯛」 (平成8年3月16日制定)	新町において調整する。
町民憲章			<p>わたしたちは、美しい積善山の緑と、瀬戸内の青い海に恵まれ、発展を続ける人情豊かな岩城の村民です。この村を、みんなの力で、より豊かな住みよい郷土にするために村民憲章を定めます。</p> <p>1 美しい自然を保護し スポーツに親しみ 明るく 健康な村をつくりましょう</p> <p>1 伝統を受けつぎ 郷土の遺産を守り 文化を育てる村をつくりましょう</p> <p>1 よく働き 地域産業を発展させ 住みよい村をつくりましょう</p> <p>1 対話と協調をたいせつにし 心の通い合う村をつくりましょう</p> <p>1 交通安全に心がけ ゆずり合いを実行し 人間尊重の村をつくりましょう</p> <p>(昭和58年1月1日制定)</p>	<p>わたしたちは、美しい自然と豊かな海に恵まれ、歴史と伝統に輝く魚島村の村民であることに誇りをもち、生きがいのある村をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい村をつくります。</p> <p>1 教養を高め、文化を育て、明るい村をつくります。</p> <p>1 スポーツに親しみ、健康でたくましい村をつくります。</p> <p>1 仕事に喜びをもち、生産をすすめ豊かな村をつくります。</p> <p>1 きまわりを守り、感謝の心で平和な村をつくります。</p> <p>(昭和60年11月3日制定)</p>	新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況			調整内容	
	弓削町	生名村	岩城村		魚島村
町村の宣言	「非核平和宣言」 (平成6年12月19日)	「スポーツ合宿村いきな」 (昭和63年3月24日) 「非核平和の村宣言」 (平成2年3月28日) 「人権尊重の村宣言」 (平成5年9月29日) 「ソフト・ヘルメット着用の村宣言」 (平成7年3月24日)	「スポーツの村」 (昭和49年11月27日)		新町において調整する。
表彰	・弓削町表彰条例 ・弓削町表彰条例施行規則	・生名村表彰条例 ・生名村表彰条例施行規則	・岩城村名誉村民条例 ・岩城村表彰条例	・魚島村名誉村民条例 ・魚島村表彰条例	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
名誉町村民			【待遇及び特典】 (1) 村の公の式典への参加 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔意 (3) その他村長が必要と認める特典 【岩城村名誉村民】 ・稲本 早苗 (S45.11.29) ・黒瀬 喜代平 (S49.11.23) ・森 惇一郎 (S57.10.8) ・稲本 (H 4.12.18)	【待遇及び特典】 (1) 村の公の式典への参加 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔意 (3) その他村長が必要と認める特典 【魚島村名誉村民】 ・佐伯 増夫 (H 7. 3.16)	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
慣行行事等	・弓削島四国・佐島島四国 ・町民運動会 ・町内一斉清掃 ・ふるさと夜市 ・ゆげシーサイドフェスティバル ・ふるさとソフトボール大会 ・弓削島荘園まつり ・秋祭 ・ふるさとのつどい ・町展・芸能発表会 ・海のシンポジウム ・弓削町駅伝大会	・生名八幡神社秋祭 ・トンド祭 ・亥の子さん ・盆踊り ・村民運動会 ・生名島一周駅伝競走大会 ・生名島一周マラソン大会 ・文化祭 ・花と音楽の会 ・寿カラオケ大会 ・敬老の日記念行事	・岩城島駅伝大会 ・いわぎ桜まつり ・お大師さん ・村民運動会 ・全村一斉清掃 ・納涼船「青いレモンの島号」運航 ・村民野球大会 ・盆おどり大会 ・敬老の日記念式典 ・村民球技大会 ・岩城八幡神社秋祭 ・村民文化展 ・いわぎ産業まつり	・とんど ・お大師参り ・全村一斉清掃 ・てんでこ ・盆踊り ・村民運動会 ・秋祭り ・文化展 ・亥の子 ・サンタ行事	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
町村交流	「友愛の水」の水源、広島県河内町福富町と交流 弓削の町名関係による岡山県久米南町との交流		同名の市町村交流として福島県いわき市、秋田県岩城町、青森県岩木町との交流		4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先	進	事	例
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 (2) 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。 (3) 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。 (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕</p> <p>市章は、新市において、調整する。 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>(1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。 ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 (3) 都市間交流については、新市において継続する。 (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</p> <p>高吾北地区合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 市（町）章及び新しいまちの花・木・鳥等は新しいまちにおいて定める。 2 宣言及び名誉町村民制度、表彰制度については、新しいまちにおいて制定する。ただし、現在の名誉町村民については新しいまちに引き継ぐものとする。 3 各種行事等については、新しいまちに引き継ぎ、合併後調整する。ただし、各町村の文化・地域性等に根ざした行事については、合併後早急に行政としての位置づけを明確にしたうえで、調整を行うものとする。</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 市章については、合併後公募により制定する。 2 市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。 3 まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。 4 宣言については、合併後新たに制定する。 5 市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。 6 名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。 7 表彰については、合併後速やかに制度化を図る。 8 慣行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌については、新市において新たに定める。 (2) 表彰規定については、新市において新たに定める。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村章の取扱い 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。 ・市の花、木、鳥の取扱い 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。 ・市民憲章の取扱い 市民憲章については、新市において新たに定める。 ・都市宣言の取扱い 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。 その他の都市宣言については、新市において調整する。 ・祭り等 祭り等のについては、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。 ・友好都市の取扱い 川之江市において宣城市と交わっている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。 <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕</p> <p>町章、花、木、憲章等については、合併後、新町において検討委員会を設置し検討する。 名誉町民等、2町の発展に卓越した功績者にあつては、新町においても長く伝承していくこととするが、名誉町民顕彰制度等については新町において検討する。</p>		

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	留 意 事 項
<p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 町章については、合併までに公募により制定するものとする。 町民憲章・町の花・木等については、合併後制定するものとする。 まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定するものとする。 町の歌については、合併後必要に応じて制作するものとする。旧町の歌は、そのまま存続するものとする。 宣言については、合併後新たに制定するものとする。 名誉町民制度については、すでに両町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、待遇及び特典等については、合併時に調整するものとする。 表彰については、合併時に調整するものとする。 慣行行事・イベント等については、原則として現行のとおりとするが、合併後調整するものとする。 <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>新町において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 市章においては、合併後新たに定める。 市民憲章については、合併後新たに定める。 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 都市宣言等については、合併後調整する。 <p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村章、市町村旗の取扱い 新市発足までに新たに定める。 市町村民憲章の取扱い 新市において新たに定める。 市の花・木等の取扱い 新市において新たに定める。 各種宣言の取扱い 新市において新たに宣言する。 市町村の行事 各市町村の行事については、新市の一体性の確保と、地域の実情を尊重しながら調整に努める。 市町村の類似する行事については、新市において調整する。 市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。 	<p>市町村章 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>市町村の花、木、鳥、歌等 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</p> <p>市町村の憲章、宣言 新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。</p> <p>市町村の行事 地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくべきものである。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。
--

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。		

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
住民情報システム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (9) 口座振替システム (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (15) 住宅使用料 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (9) 口座振替システム (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	4ヶ町村において導入システムに差異がある。	電算システム事業については、住民サービスにの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。 また、広域ネットワークの高速化運用については、新町において検討する。
総合福祉システム	(1) 介護保険業務 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (2) 医療費助成システム ・母子、重心、乳幼児 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (2) 医療費助成システム ・母子、重心、乳幼児 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (4) 健康衛生業務		
内部事務システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム		
地理情報システム		(1) 地籍管理システム	(1) 地籍管理システム			
その他行政システム	(1) 上下水道業務 (2) 公共事業設計積算 (3) 農地流動化支援システム (4) 学校給食管理システム	(1) 上下水道業務 (3) 農地流動化支援システム	(1) 上下水道業務 (3) 農地流動化支援システム (5) 社会福祉協議会用システム			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
------	-----------------	------	----------

区分	現況				課題	調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村		
情報インフラ整備	1. 愛媛情報スーパーハイウェイ(市町村VPN)との接続				合併までには4ヶ町村同一環境になることから特に問題はない。	1. 愛媛情報スーパーハイウェイ(市町村VPN)との接続については、4ヶ町村共同申請を行い、平成15年度中に管理・事務局部門を置く総合支所において接続する。 2. 愛媛情報スーパーハイウェイ(Esnet)との接続については、学校間ネットワーク構築と併せて統一接続の方向で検討する。 3. 総合行政ネットワークへの接続については、4ヶ町村共同申請を行い、平成15年度中に管理・事務局部門を置く総合支所において接続する。 4. パソコンの職員一人一台については、平成15年度中に生名村を完備し、4ヶ町村完全完備とする。 5. Eメールについては、新町において新たに個人配布するよう調整する。 6. グループウェアについては、平成15年度中に未導入町村(生名村、魚島村)にも導入し、発展型ソフトにおいて統一する。 7. 地域情報化については、平成15年度において生名村を整備する。
	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)		
	2. 愛媛情報スーパーハイウェイ(Esnet・愛媛スクールネット)との接続					
	未接続	未接続	未接続	未接続		
	3. 総合行政ネットワーク(LGWAN)への接続					
	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定(H15)		
	4. パソコンの職員一人一台					
	完備	完備予定(H15)	完備	完備		
	5. Eメール					
	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営予定(H15)	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営		
6. グループウェア						
導入済み	導入予定(H15)	導入済み	導入予定(H15)			
7. 地域情報化						
総務省『地域インターネット導入促進事業』により、町内主要施設をネットワーク化	総務省『地域イントラネット基盤施設整備事業』により、村内主要施設をネットワーク化予定(H15)	総務省『地域インターネット導入促進事業』により、村内主要施設をネットワーク化	総務省『地域インターネット導入促進事業』、『地域イントラネット基盤施設整備事業』により、村内主要施設をネットワーク化			

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないよう合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 新市の電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一し、広域ネットワークにより運用する。ただし、単独処理システムについては、合併後随時調整する。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 新市の電算業務については、合併時にシステムを統合するとともに、庁舎間及び出先機関を高速専用回線で接続し運用する。 (2) 単独処理業務システムについては、合併時まで調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 合併までに電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないようにする。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 新町の電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一し、広域ネットワークにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併後随時調整する。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 (1) 住民生活へ影響が及ばないよう十分に配慮する。 (2) 統合にかかる改修の量及び経費は極力抑えるように配慮する。 (3) 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。</p>	<p>今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内電算化 新システムにて合併期日までに電算システムを統合する。ただし、事務事業の状況、データの取扱い等の要因により、一部のシステムは合併後漸次統合を図り、又は現行システムを継続して使用する。 2. 情報インフラ整備 合併までに統合し、住民サービスの維持向上に配慮する。市内主要各施設及び出先機関で、高速なネットワーク化を推進する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>留意事項</p> <p>住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。</p> <p style="text-align: right;">《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>	

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて
1．広報誌については、合併時に統合し、毎月 1 日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。
2．ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
3．防災行政無線については、当面現行のとおりとする。
4．広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針	1. 広報誌については、合併時に統合し、毎月1日発行とする。配布方法については、当面現行のとおりとする。 2. ホームページについては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 3. 防災行政無線については、当面現行のとおりとする。 4. 広聴関係業務については、合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
広報誌	名称 広報ゆげ 規格 A4版、2色刷り(1月除く) P10~16(増減あり) 発行部数 2,500部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 町内 部落委員(59地区)が全戸配布 町外 郵送 配布部数 町内 1,688部 町外 508部 単価 132円/1部	名称 いきな広報 規格 A4版、2色刷り P10(増減あり) (1月号のみ表紙・裏表紙カラー) 発行部数 1,600部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 村内 広報委員(28地区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 960部 村外 490部 単価 70円/1部	名称 広報いわぎ 規格 A4版、2色刷り P12(増減あり) (年2回4色刷り) 発行部数 2,150部 発行月 毎月1回 発行日 毎月1日 配布方法 村内 区長(15区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 1,100部 村外 1,000部 単価 85円/1部(2色)、126円/1部(4色)	名称 広報うおしま 規格 A4版、2色刷り P12(増減あり) (表紙・裏表紙カラー) 発行部数 650部 発行月 奇数月 発行日 15日又は20日 配布方法 村内 自治会長(10地区)が全戸配布 村外 郵送 配布部数 村内 175部 村外 400部 単価 250円/1部	合併時に一元化し、毎月1日に発行する。配布方法については、当面現行のとおりとする。 なお、規格等については、合併までに調整する。
ホームページ	アドレス http://www.town.yuge.ehime.jp/ メインメニュー 弓削町のあらし くらしの百科事典 公共施設ガイド まちづくり通信 遊休学のすすめ 交通アクセス情報 イベント情報 広報ゆげ リンク集	アドレス http://www.dokidoki.ne.jp/home2/ikina/ メインメニュー 村長挨拶 生名村のむらづくり いきなスポレク公園の紹介 サウンド波間田キャンプ場の紹介 生名村を散歩	アドレス http://www.vill.iwagi.ehime.jp/ メインメニュー いわぎ新着情報 きゃも~ん!いわぎむら 公共施設ガイド 緊急ホットライン 青いレモンのらくがきちょう ご意見・ご感想 広報いわぎ リンク集 くらしの便利百科 いわぎデータバンク	アドレス http://www.vill.uoshima.ehime.jp/ メインメニュー 新着情報 交通・宿泊 お祭りだ1・お祭りだ2 ザ・スペシャル 広報うおしま みんなの広場 魚島村CATV 村民大募集 IT講習会 村勢概要 観光ガイド 魚島の料理 テレビの魚島 釣り船ガイド 村の情報化施策 リンクページ	合併時に一元化し、引き続き情報の提供に努める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針			

区分	現況			調整内容	
	弓削町	生名村	岩城村 魚島村		
			アドレス http://www.islands.ne.jp/iwagi/ メインメニュー あたらしいもん 見てみや これがいわぎやがね ちょっと知っとる？ いわぎの名人&博士 いわぎの有名な人 釣れるんじゃがね レモン日記 レモン博物館 あんたも仲間にならんで 岩城応援団！ こんなんやるよ レモン農家 うまいもん市場 働いとるよ 民話と伝説の島 こうやってくるんよ 鳥を見てみんで いわぎ百景 岩城太郎が行く！ リンクしとるんよ なんでも言うてよ これあげるっ！		
防災行政無線	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、船会社・住民等からの要請放送その他外郭団体等の要請で町長必要と認めたもの 放送時間 定時なし 時報 定時3回 7:00、12:00、18:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、その他外郭団体等の依頼で総務企画課長が必要と認めたもの 放送時間 定時2回 7:30、18:30 時報 定時5回 6:00、12:00、17:00、18:00、22:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、住民からの要請放送その他外郭団体等の要請で村長が必要と認めたもの 放送時間 定時3回 6:30、12:15、19:30 時報 定時4回 8:00、12:00、17:00、22:00	放送内容 一般行政情報、緊急放送(風水害・火災・地震)、村長からの要請放送その他外郭団体等の依頼で村長が必要と認めたもの 放送時間 定時なし 時報 定時2回 12:00、17:00(冬期)、18:00(夏期)	当面現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	広報広聴関係事業
調整方針	資 料		

先	進	事	例
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>(1) 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山市の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。 (2) 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。 (3) 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>広報広聴事業については、以下のとおりとする。 ア 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>・広報関係については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。 (2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。 (3) 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。 ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <p>1 広報紙は、新しいまちにおいても発行するものとし、町村出身者への配布については合併後調整する。 2 地区懇談会・行政相談については、新しいまちにおいて調整して実施する。 3 防災行政無線・オフトーク通信による放送については、新しいまちにおいても当面現行どおりとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>1 広報紙については毎月20日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。 2 ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 3 防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 4 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるよう調整する。</p>	<p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕</p> <p>(1) 広報事業 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月1日、発行回数は年12回とする。広報モニター制度、点字広報、声の広報については、新市においても継続する。新市において、より内容を充実させ、新たなホームページを開設する。新市においても、暮らしの便利帳を作成し、全戸配布を行う。新市における「市勢要覧」を新首長の選挙後に発行し、その後は2年に1回発行する。</p> <p>(2) 広聴事業 新市のホームページにおいて、「市長への提言箱（仮称）」等を設置し、市民の意見・提言を募集する。新市において、首長の意向を伺いながら「市政懇談会」導入に向けた検討を行う。各種相談制度についても、実施内容を充実させるとともに、利用者の利便性を考慮した上で実施する。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>広報関係については、広報誌は合併時に統合し毎月1回発行を原則とし、引き続き情報の提供に努めるものとする。その他については、新町において調整する。相談事業については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。その他の広聴関係については、合併後に調整する。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>1 広報紙については内子町の例により毎月2回発行し、配布方法については、合併時に調整する。 2 ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 3 防災行政無線（活用方法等）については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 4 広聴関係業務については合併時に調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。</p>		
		<p>留意事項</p> <p>合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p>	